

厚生労働省国民保護計画の改正について（令和7年4月1日厚生労働省発科0401第20号）

- 厚生労働省国民保護計画（平成13年2月14日厚生労働省発総第11号制定、令和6年4月1日厚生労働省発科0401第2号最終改正） 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
厚生労働省国民保護計画	厚生労働省国民保護計画
<p>総論</p> <p>1 この計画の目的</p> <p>○ この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、厚生労働省の所掌事務について、国民の保護に関し講ずべき措置、実施体制等を定め、もって武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第1章 実施体制の確立</p> <p>第1節 組織・体制等の整備</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 国民の保厚生労働省における中枢機能の維持・確保のための体制整備のための措置の実施機能等の確保</p> <p>(1) 厚生労働省における中枢機能の維持・確保のための体制整備</p> <p>○ 厚生労働省は、武力攻撃事態等において、本省が国民の保護のための中枢機能を果たし得るよう、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎の安全性の確保、非常用発電機及び燃料の確保等に努める。 ・ 武力攻撃事態等における利用に供するため、食糧、飲料水等の備蓄等に努める。 <p>(2) （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>第2節 （略）</p> <p>第3節 武力攻撃事態等における活動体制の確立</p> <p>1 体制の整備</p>	<p>総論</p> <p>1 この計画の目的</p> <p>○ この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、厚生労働省の所掌事務について、国民の保護に関し講ずべき措置、実施体制等を定め、もって武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第1章 実施体制の確立</p> <p>第1節 組織・体制等の整備</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 国民の保厚生労働省における中枢機能の維持・確保のための体制整備のための措置の実施機能等の確保</p> <p>(1) 厚生労働省は、武力攻撃事態等において、本省が国民の保護のための中枢機能を果たし得るよう、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎の安全性の確保、非常用発電機及び燃料の確保等に努める。 ・ 武力攻撃事態等における利用に供するため、食糧、飲料水等の備蓄等に努める。 <p>(2) （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>第2節 （略）</p> <p>第3節 武力攻撃事態等における活動体制の確立</p> <p>1 体制の整備</p>

(1) 厚生労働省国民保護対策本部の設置

- 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、政府に事態対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに、本省に厚生労働大臣を長とする省対策本部を設置する。省対策本部は次の業務を行う。
 - ・ 国民保護措置の実施に関する厚生労働省内の総括及び総合調整
 - ・ 対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
 - ・ 対策本部、関係省庁等から収集した情報の厚生労働省関係部局への提供
 - ・ 厚生労働省関係部局からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
 - ・ 国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的な作成等による広報活動の総括
 - ・ 厚生労働省現地対策本部を設置した場合にあっては、同本部との連絡調整
 - ・ その他国民保護措置の実施に関し必要な業務

(2) 職務代理

- 大臣が指揮することができないときは、副大臣が省対策本部の長の職務を代行する。副大臣が複数いる場合は、予め別に定める職務代行の順序に従う。
- 副大臣がその職務を代行し得ないときは、大臣政務官、事務次官、厚生労働審議官、医務技監、官房長、総括審議官の順で指揮する。大臣政務官が複数いる場合は、予め別に定める職務代行の順序に従う。

2 職員の派遣

- (略)
- 国民保護法第 29 条第 3 項の規定により都道府県対策本部長から職員の派遣の求めがあったときは、速やかに厚生労働大臣が指名する職員を派遣するものとする
- 国民保護法第 151 条第 1 項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要請があったとき又は第 152 条第 1 項の規定による職員の派遣のあっせんの求めがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するものとする。

3～4 (略)

第2章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

厚生労働省は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民保護

(1) 厚生労働省国民保護対策本部の設置

- 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、政府に事態対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに、本省に厚生労働大臣を長とする省対策本部を設置する。省対策本部は次の業務を行う。
 - ・ 国民保護措置の実施に関する厚生労働省内の総括及び総合調整
 - ・ 対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
 - ・ 対策本部、関係省庁等から収集した情報の厚生労働省関係部局への提供
 - ・ 厚生労働省関係部局からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
 - ・ 国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等広報活動の総括
 - ・ 厚生労働省現地対策本部を設置した場合にあっては、同本部との連絡調整
 - ・ **その他国民保護措置の実施に関し必要な業務**

(2) 職務代理

- 大臣が指揮がとれないときは、副大臣が省対策本部の長の職務を代行する。副大臣が複数いる場合は、予め別に定める職務代行順序にしたがう。
- 副大臣がその職務を代行し得ないときは、大臣政務官、事務次官、厚生労働審議官、医務技監、官房長、総括審議官の順で指揮をとる。大臣政務官が複数いる場合は、予め別に定める職務代行順序にしたがう。

2 職員の派遣

- (略)
- 国民保護法第 29 条第 3 項の規定により都道府県対策本部長から職員の派遣の求めがあったときは、速やかに厚生労働大臣が指名する職員を派遣するものとする
- 国民保護法第 151 条第 1 項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要請があったとき又は第 152 条第 1 項の規定による職員の派遣のあっせんの求めがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するものとする。

3～4 (略)

第2章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

厚生労働省は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民

措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

1 基本的人権の尊重

- (略)

2 国民の権利利益の迅速な救済

- (略)

3 国民に対する情報提供

- (略)

4 関係機関相互の連携協力の確保

- (略)

5 指定公共機関の自主性の尊重等

- 厚生労働省は、国立病院機構及び日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その自主性を尊重することとされている。厚生労働省医政局及び社会・援護局は、その自主性の尊重について、関係省庁及び地方公共団体に対し、必要に応じ助言を行う。

6 高齢者、障害者等への配慮

7 国際人道法の的確な実施

- (略)

- 厚生労働省大臣官房は、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和22年法律第159号)の適切な実施を確保するものとする。

8 安全の確保

- (略)

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局、健康・生活衛生局感染症対策部及び医薬局は、生活関連等施設である毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所(厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所)の管理者に対し、その管理に係る当該施設の安全確保のための必要な措置(以下「安全確保措置」という。)の実施を要請する場合等には、当該管理者に当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。

- 厚生労働省は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保

保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

① 基本的人権の尊重

- (略)

② 国民の権利利益の迅速な救済

- (略)

③ 国民に対する情報提供

- (略)

④ 関係機関相互の連携協力の確保

- (略)

⑤ 指定公共機関の自主性の尊重等

- 厚生労働省は、国立病院機構及び日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その自主性を尊重することとされている。厚生労働省医政局及び社会・援護局は、その自主性の尊重について関係省庁及び地方公共団体に対し、必要に応じ助言を行う。

⑥ 高齢者、障害者等への配慮

⑦ 国際人道法の的確な実施

- (略)

- 厚生労働省大臣官房は、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和22年法律第159号)の適切な実施を確保するものとする。

⑧ 安全の確保

- (略)

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局、健康・生活衛生局感染症対策部及び医薬局は、生活関連等施設である毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所(厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所)の管理者に対し、その管理に係る当該施設の安全の確保のため必要な措置(以下「安全確保措置」という。)の実施を要請する場合等には、当該管理者に当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。

- 厚生労働省は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保

に十分に配慮するものとする。

第3章 (略)

第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

第1節 総則

- 内閣総理大臣が国民保護法第88条第2項の規定に基づき関係大臣を指揮したときは、厚生労働大臣は関係省庁と連携を図り、所要の救援を行うものとする。

第2節 (略)

第3節 医療の提供等

1 医療の提供及び助産

(1) (略)

○ (略)

- 厚生労働省医政局は、救護班の緊急輸送について、必要に応じ、関係省庁(国土交通省、警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁)に輸送手段の優先的確保など特段の配慮を依頼する。

- 厚生労働省関係部局は、緊急物資の運送について、必要に応じ、運送事業者である指定公共機関に対して求めるものとする。

(2) 医療活動を実施するための体制整備等

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局感染症対策部は、必要に応じて、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構に対する要請を行い、武力攻撃災害の防除、軽減及び復旧に資するよう、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構の専門的及び技術的な知見を活用するものとする。

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局感染症対策部は、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構に対し、武力攻撃災害が発生した場合に備え、平素からNBC攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるよう促す。

- 厚生労働省医政局は、核攻撃等による災害が発生した場合、原子力事業所が設置されていない都道府県においても、専門的入院診療に対応可能な被ばく医療体制との連携が図られるよう、大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局の協力を得て支援するものとする。

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局及び健康・生活衛生局感染症対策部は武力攻撃災害時における診断・治療等に

に十分に配慮するものとする。

第3章 (略)

第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

第1節 総則

- 内閣総理大臣が国民保護法第88条第2項の規定に基づき関係大臣を指揮したときは、厚生労働大臣は関係省庁と連携を図り、所要の救援を行うものとする。

第2節 (略)

第3節 医療の提供等

1 医療の提供及び助産

(1) (略)

○ (略)

- 救護班の緊急輸送について、厚生労働省医政局は、必要に応じ、関係省庁(国土交通省、警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁)に輸送手段の優先的確保など特段の配慮を依頼する。

- 厚生労働省関係部局は、緊急物資の運送について、必要に応じ、運送事業者である指定公共機関に求めるものとする。

(2) 医療活動を実施するための体制整備等

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、必要に応じて、国立高度専門医療研究センターに対する要請を行い、武力攻撃災害の防除、軽減及び復旧に資するよう、国立高度専門医療研究センターの専門的及び技術的な知見を活用するものとする。

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、国立高度専門医療研究センターに対し、武力攻撃災害が発生した場合に備え、平素からNBC攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるよう促す。

- 厚生労働省医政局は、原子力事業所が設置されていない都道府県においても、核攻撃等による災害が発生した場合、専門的入院診療に対応可能な被ばく医療体制との連携が図られるよう、大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局の協力を得て支援するものとする。

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局及び健康・生活衛生局及び健康・生活衛生局感染症対策部は武力攻撃災害時における診断・治療等に

関しての研究を推進するものとする。

○ (略)

○ 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、平素から、感染症を診断した医師の届出状況を分析する感染症サーベイランス、呼吸器症状及び皮膚症状などの感染症に特有な症状を呈した患者について、確定診断の前でも医師から報告を求めるなどの症候群サーベイランスの実施により、感染症の異常な発生動向を迅速に察知するものとする。

(3) 医療活動の実施

○ 厚生労働省大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局感染症対策部は、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構に対して、必要に応じ、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第24条及び国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）第40条の規定に基づき、医療活動の実施を求めるものとする。

○ 厚生労働省医政局は、広域後方医療施設への傷病者の搬送について、関係省庁（国土交通省、警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁）に輸送手段の優先的確保など特段の配慮を依頼する。

(4) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

①核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

○ 厚生労働省大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局感染症対策部は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、被ばく医療に係る医療チームの構成員として、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構の医療関係者を派遣するよう求めるものとする。

○ 被ばく医療に係る医療チームは、都道府県対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

○ 厚生労働省大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局感染症対策部は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構の医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、医薬品、医療機器等を提供するよう求めるものとする。

関しての研究を推進するものとする。

○ (略)

○ 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、平素から、感染症を診断した医師の届出状況を分析する感染症サーベイランス及び呼吸器症状、皮膚症状などの感染症に特有な症状を呈した患者について、確定診断の前でも医師から報告を求めるなどの症候群サーベイランスの実施により、感染症の異常な発生動向を迅速に察知するものとする。

(3) 医療活動の実施

○ 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、国立高度専門医療研究センターに対して、必要に応じ、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第24条の規定に基づき、医療活動の実施を求めるものとする。

○ 広域後方医療施設への傷病者の搬送について、厚生労働省医政局は、関係省庁（国土交通省、警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁）に輸送手段の優先的確保など特段の配慮を依頼する。

(4) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

①核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

○ 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、被ばく医療に係る医療チームの構成員として、国立高度専門医療研究センターの医療関係者を派遣するよう求めるものとする。

○ 被ばく医療に係る医療チームは、都道府県対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

○ 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、国立高度専門医療研究センターの医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、医薬品、医療機器等を提供するよう求めるものとする。

② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

○ 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合には、必要に応じて、第一種感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図るよう都道府県に必要な指示を行うものとする。また、痘そうについては、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく臨時の予防接種として、医療関係者にワクチン接種を行うよう都道府県に必要な指示を行うなど所要の防護措置を講ずるものとする。

○ (略)

③化学剤による攻撃の場合の医療活動

○ (略)

○ 上記のほか、厚生労働省医政局は、救急医療派遣チームの派遣及び救護班の編成などの医療活動を行うものとする。

第4節 保健・衛生に係る対策

1 埋葬及び火葬

○ (略)

○ 厚生労働省健康・生活衛生局は、大規模な武力攻撃災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第122条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第3434条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条第2項に規定する市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可、同条第1項の許可を得ない埋葬又は火葬等の埋葬及び火葬の手續の特例を定めるものとする。

○ (略)

2 保健医療関係者の派遣

○ 厚生労働省健康・生活衛生局は、平素から、被災時における迅速な対応を可能とするため、保健所が地域の保健医療関係者の把握、都道府県庁や市町村保健センターとの連携体制の確立に努めることができるように助言を行う。また、市町村保健センターが、保健医療関係者の派遣に関する地域の情報を見過ごすことなく、災害時要配慮者（障害者、難病患者を含む。）の把

② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

○ 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合には、必要に応じて、第一種感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図るよう都道府県に必要な指示を行うものとする。また、痘そうについては、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく臨時の予防接種として、医療関係者にワクチン接種を行うよう都道府県に必要な指示を行うなど所要の防護措置を講ずるものとする。

○ (略)

③化学剤による攻撃の場合の医療活動

○ (略)

○ 上記のほか、厚生労働省医政局は、救急医療派遣チームの派遣、救護班の編成など医療活動を行うものとする。

第4節 保健・衛生に係る対策

1 埋葬及び火葬

○ (略)

○ 厚生労働省健康・生活衛生局は、大規模な武力攻撃災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第122条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第3434条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条第2項に規定する市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可、同条第1項の許可を得ない埋葬又は火葬等の埋葬及び火葬の手續の特例を定めるものとする。

○ (略)

2 保健医療関係者の派遣

○ 平素から、被災時における迅速な対応を可能とするため、厚生労働省健康・生活衛生局は、保健所が地域の保健医療関係者の把握、都道府県庁や市町村保健センターとの連携体制の確立に努めることができるように助言を行う。また、市町村保健センターが、保健医療関係者の派遣に関する地域の情報を見過ごすことなく、災害時要配慮者（障害者、難病患者を含む。）の把

握に努めることができるように助言を行う。

○ (略)

第5節～第6節 (略)

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第1節 生活関連等施設の安全確保

1 毒物又は劇物の取扱施設

(1) 平素からの備え

○ 厚生労働省医薬局は、都道府県等と相互に緊密に連絡をとりつつ、毒物又は劇物の取扱施設（以下「毒物劇物取扱施設」という。）の所在等を把握するものとする。

○ (略)

(2) 武力攻撃事態等における措置

○ (略)

○ 厚生労働省医薬局は、武力攻撃事態等が発生している地域内の大規模な毒物劇物取扱施設等、当該施設の安全確保について特段の留意が必要であると判断した場合は、関係省庁（消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁等）に情報提供するとともに、必要に応じ関係省庁の意見を聴いて、都道府県に対して当該施設の安全確保の実施に係る必要な助言等を行う。

○ 厚生労働省医薬局は、毒物劇物取扱施設の安全確保の実施について、都道府県知事より専門知識を有する職員等の派遣等の支援の求めがあった場合又は自ら必要であると認める場合は、支援を行うものとする。

○ 厚生労働省医薬局は、危険が切迫している場合又は緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待つかとまがないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、武力攻撃事態等が発生している地域内の毒物劇物取扱施設の管理者に対し、安全確保の措置を実施するよう要請するとともに、都道府県知事に対してその旨を通知する。

○ (略)

2 毒薬又は劇薬の取扱施設

(1) 平素からの備え

○ 厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、都道府県等と相互に緊密に連絡をとりつつ、毒薬又は劇薬の取扱施設（以下「毒薬劇薬取扱施設」という。）の所在等を把握するものとする。

○ (略)

握に努めることができるように助言を行う。

○ (略)

第5節～第6節 (略)

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第1節 生活関連等施設の安全確保

1 毒物又は劇物の取扱施設

(1) 平素からの備え

○ 厚生労働省医薬局は、都道府県等と相互に緊密に連絡をとりつつ、毒物又は劇物の取扱施設（以下2において「毒物劇物取扱施設」という。）の所在等を把握するものとする。

○ (略)

(2) 武力攻撃事態等における措置

○ (略)

○ 厚生労働省医薬局は、武力攻撃事態等が発生している地域内の大規模な毒物劇物取扱施設等、当該施設の安全確保について特段の留意が必要であると判断した場合は、関係省庁（消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁等）に情報提供するとともに、必要に応じ関係省庁の意見を聴いて、都道府県に対し当該施設の安全確保の実施に係る必要な助言等を行う。

○ 厚生労働省医薬局は、毒物劇物取扱施設の安全確保の実施について、都道府県知事より専門知識を有する職員等の派遣等の支援の求めがあった場合や自ら必要であると認める場合は、支援を行うものとする。

○ 厚生労働省医薬局は、危険が切迫している場合や緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待つかとまがないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、武力攻撃事態等が発生している地域内の毒物劇物取扱施設の管理者に対し、安全確保の措置を実施するよう要請するとともに、都道府県知事に対してその旨を通知する。

○ (略)

2 毒薬又は劇薬の取扱施設

(1) 平素からの備え

○ 厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、都道府県等と相互に緊密に連絡をとりつつ、毒薬又は劇薬の取扱施設（以下3において「毒薬劇薬取扱施設」という。）の所在等を把握するものとする。

○ (略)

(2) 武力攻撃事態等における措置

- (略)
- 厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の実施について、都道府県知事より専門知識を有する職員等の派遣等の支援の求めがあった場合又は自ら必要であると認める場合は、支援を行うものとする。
- 厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、危険が切迫している場合又は緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、武力攻撃事態等が発生している地域内の毒薬劇薬取扱施設の管理者に対し、安全確保の措置を実施するよう要請するとともに、都道府県知事に対してその旨を通知する。

- (略)

3 生物剤・毒素の取扱所

(1) 平素からの備え

- (略)
- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に規定する特定病原体等の所持施設が、施設の基準、保管等の基準を遵守していることを適宜確認するとともに、これらの基準に適合していないと認めるときは、改善命令その他の必要な監督を行うものとする。

- (略)

(2) 武力攻撃事態等における措置

- ①人の生命、身体、財産に重大な危険を生じさせるおそれのある生物剤・毒素の取扱所

国民保護法施行令第28条における人の生命、身体、財産に重大な危険を生じさせるおそれのある生物剤・毒素として別添として掲げるものの取扱所（以下「取扱所」という。）に関しては、以下のとおり対処する。

- 取扱所を有する事業及び施設等機関を所管する部局（以下「事業等所管部局」という。）は、状況に応じ、取扱所における保有・管理状況につき、都道府県又は関係団体と緊密な連絡をとりつつ、速やかに報告を聴取

(2) 武力攻撃事態等における措置

- (略)
- 厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の実施について、都道府県知事より専門知識を有する職員等の派遣等の支援の求めがあった場合や自ら必要であると認める場合は、支援を行うものとする。
- 厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、危険が切迫している場合や緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、武力攻撃事態等が発生している地域内の毒薬劇薬取扱施設の管理者に対し、安全確保の措置を実施するよう要請するとともに、都道府県知事に対してその旨を通知する。

- (略)

3 生物剤・毒素の取扱所

(1) 平素からの備え

- (略)
- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に規定する特定病原体等の所持施設が、施設の基準、保管等の基準を遵守していることを適宜確認するとともに、これらの基準に適合していないと認めるときは、改善命令その他の必要な監督を行うものとする。

- (略)

(2) 武力攻撃事態等における措置

- ①人の生命、身体、財産に重大な危険を生じさせるおそれのある生物剤・毒素の取扱所

国民保護法施行令第28条における人の生命、身体、財産に重大な危険を生じさせるおそれのある生物剤・毒素として別添として掲げるものの取扱所（以下①において「取扱所」という。）に関しては、以下のとおり対処する。

- 取扱所を有する事業及び施設等機関を所管する部局（以下①において「事業等所管部局」という。）は、状況に応じ、取扱所における保有・管理状況につき、都道府県又は関係団体と緊密な連絡をとりつつ、速やかに

する。

- 事業等所管部局は、取扱所からの報告による情報に基づき、危険が切迫している場合又は緊急に広域的対応が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待つかとまがないときには、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、取扱所の管理者に安全確保措置の実施を要請するとともに、都道府県知事にその旨を通知するものとする。
- 事業等所管部局は、取扱所等に係る武力攻撃災害が発生したときは、被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に実施する。
- 事業等所管部局は、都道府県等から支援の求めがあったときは、指導、助言、連携体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など取扱所の安全確保のため必要な支援を行うよう努める。また、自らの必要があると認めるときは、支援を行う。
- 事業等所管部局は、取扱所からの報告による情報に基づき、国民保護法第103条に定める取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置の実施が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に講ずる。また、事業等所管部局は、当該措置の実行後、取扱所に対し、速やかに報告するよう求める。

第2節 (略)

第3節 NBC攻撃による災害への対処

1 共通事項

(1)～(2) (略)

(3) 生物剤による攻撃の場合

- (略)
- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、生物剤による攻撃が発生し、又は発生するおそれがあるときは、感染症の予防上留意すべき事項について報道機関等を通じて国民に周知するよう都道府県等の関係機関を指導するものとする。
- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、生物剤による攻撃の場合には、ワクチンの接種に関する情報についても広報し、痘そうが使用され、又は使用されるおそれがある場合には、必要に応じて、予防接種法に基づき、都道府県知事に臨時の予防接種を指示するものとする。

報告を聴取する。

- 事業等所管部局は、取扱所からの報告による情報に基づき、危険が切迫している場合や、緊急に広域的対応が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待つかとまがないときには、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、取扱所の管理者に安全確保措置の実施を要請するとともに、都道府県知事にその旨を通知するものとする。
- 事業等所管部局は、取扱所等に係る武力攻撃災害が発生したときは、被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に実施する。
- 事業等所管部局は、都道府県等から支援の求めがあったときは、指導、助言、連携体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など取扱所の安全確保のため必要な支援を行うよう努める。また、自らの必要があると認めるときは、支援を行う。
- 事業等所管部局は、取扱所からの報告による情報に基づき、国民保護法第103条に定める取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置の実施が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に講ずる。また、事業等所管部局は、当該措置の実行後、取扱所に対し、速やかに報告するよう求める。

第2節 (略)

第3節 (略)

1 共通事項

(1)～(2) (略)

(3) 生物剤による攻撃の場合

- (略)
- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、生物剤による攻撃が発生し、又は発生するおそれがあるときは、感染症の予防上留意すべき事項を報道機関等を通じて国民に周知させるよう都道府県等の関係機関を指導するものとする。
- 生物剤による攻撃の場合には、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、ワクチンの接種に関する情報についても広報し、痘そうが使用され、又は使用されるおそれがある場合には、必要に応じて、予防接種法に基づき、都道府県知事に臨時の予防接種を指示するものとする。

第4節 保健衛生の確保その他の措置

1 感染症等の指定等の特例

- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により既に知られている感染性の疾病（一類感染症（感染症法第6条第2項の一類感染症をいう。）を除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第121条第1項の規定に基づき、当該感染症を指定感染症として指定することにより、感染症法に規定する一類感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。この場合においては、厚生労働大臣は、都道府県知事に対し必要な指示をするものとする。
- (略)
- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により検疫法（昭和26年法律第201号）に規定する検疫感染症以外の感染症が我が国に侵入することによって発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第121条第2項の規定に基づき、当該感染症を感染症の種類として指定することにより、検疫感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。この場合においては、厚生労働大臣は、国土交通大臣その他の関係機関と協議するものとする。
- (略)
- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により予防接種法に規定するA類疾病及びB類疾病以外の感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病の予防にワクチンの注射又は接種が有効かつ安全であることが確認されているときは、必要に応じ、国民保護法第121条第3項の規定に基づき、当該感染症をA類疾病として指定することにより、予防接種を実施するものとする。
- 武力攻撃事態等において予防接種を的確かつ迅速に実施するため、下記のとおり措置を講ずるものとする。
 - ・ (略)
 - ・ 予防接種の実施に当たっては、初動対処要員及び未接種者に対して優先的に接種するものとし、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）等を遵守するものとする。

2 (略)

第4節 保健衛生の確保その他の措置

1 感染症等の指定等の特例

- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により既に知られている感染性の疾病（一類感染症（感染症法第6条第2項の一類感染症をいう。）を除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第121条第1項の規定に基づき、当該感染症を指定感染症として指定することにより、感染症法に規定する一類感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。この場合においては、厚生労働大臣は、都道府県知事に対し必要な指示をするものとする。
- (略)
- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により検疫法（昭和26年法律第201号）に規定する検疫感染症以外の感染症が我が国に侵入することによって発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第121条第2項の規定に基づき、当該感染症を感染症の種類として指定することにより、検疫感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。この場合においては、厚生労働大臣は、国土交通大臣その他の関係機関と協議するものとする。
- (略)
- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により予防接種法に規定するA類疾病及びB類疾病以外の感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病の予防にワクチンの注射又は接種が有効かつ安全であることが確認されているときは、必要に応じ、国民保護法第121条第3項の規定に基づき、当該感染症をA類疾病として指定することにより、予防接種を実施するものとする。
- 武力攻撃事態等において予防接種を的確かつ迅速に実施するため、下記のとおり措置を講ずるものとする。
 - ・ (略)
 - ・ 予防接種の実施に当たっては、初動対処要員及び未接種者に対して優先的に接種するものとし、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）等を遵守するものとする。

2 (略)

3 難病患者等への医療

○ 難病患者等への医療を確保するためには、医薬品等（例：ALS等の在宅人工呼吸器用酸素、クローン病の成分要素、膠原病のステロイド系薬品）の確保が必要であることから、次の方法により、難病等に係る医療の供給体制を確保する。

・ 情報収集及び連絡

厚生労働省健康・生活衛生局は、被災都道府県が、被災地及び近隣における難病患者等の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握し、広報誌、報道機関等を通じて難病患者や患者団体等への確かな情報を提供し、受療の確保及び人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者の状況の把握に努めるとともに、これらの患者の状況に応じた必要な措置を図ることに関し、医政局の協力を得て被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

また、厚生労働省健康・生活衛生局は、関係自治体間での難病患者等の情報共有の体制を活用し、市町村の作成する避難行動要支援者名簿に基づく個別支援が円滑に行われるよう、必要な支援を行う。

・ 医薬品等の確保

厚生労働省医政局、健康・生活衛生局及び医薬局は、被災都道府県が把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずることに関し、被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

4～6 (略)

第5節 (略)

第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項

第1節～第3節 (略)

第4節 赤十字標章等・特殊標章等の交付等

○ (略)

○ 厚生労働省医政局は、赤十字標章等の交付等が的確に実施されることを確保するため、必要な措置を講じる。

このため、厚生労働省社会・援護局は、平素においても、日本赤十字社と協力し、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号）の趣旨の周知、適切な実施を確保するものとする。

第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項

第1節 国民生活の安定

1 (略)

3 難病患者等への医療

○ 難病患者等への医療を確保するためには、医薬品等（例：ALS等の在宅人工呼吸器用酸素、クローン病の成分要素、膠原病のステロイド系薬品）の確保が必要であることから、次の方法により、難病等に係る医療の供給体制を確保する。

・ 情報収集及び連絡

厚生労働省健康・生活衛生局は、被災都道府県が、被災地及び近隣における難病患者等の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握し、広報誌、報道機関等を通じて難病患者や患者団体等への確かな情報を提供し、受療の確保や人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者の状況の把握に努めるとともに、これらの患者の状況に応じた必要な措置を図ることに関し、医政局の協力を得て被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

また、厚生労働省健康・生活衛生局は、関係自治体間での難病患者等の情報共有の体制を活用し、市町村の作成する避難行動要支援者名簿に基づく個別支援が円滑に行われるよう、必要な支援を行う。

・ 医薬品等の確保

厚生労働省医政局、健康・生活衛生局及び医薬局は、被災都道府県が把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずることに関し、被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

4～6 (略)

第5節 (略)

第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項

第1節～第3節 (略)

第4節 赤十字標章等・特殊標章等の交付等

○ (略)

○ 厚生労働省医政局は、赤十字標章等の交付等が的確に実施されることを確保するため、必要な措置を講じる。

このため、厚生労働省社会・援護局は、平素においても、日本赤十字社と協力し、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号）の趣旨の周知、適切な実施を確保するものとする。

第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項

第1節 国民生活の安定

1 (略)

2 社会保険関係

(1) ~ (4) (略)

(5) 特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等

- 厚生労働省は、その所掌に係る、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討する。

また、国民保護法第 131 条により基づく政令が定められ、当該措置を講ずることが特に必要と認められる場合には、実施のための必要な措置を講ずるものとする。

3 (略)

4 その他

(1) 未払賃金立替払制度事業に関する措置

- 武力攻撃災害により事業場が閉鎖され、労働者に対する未払が生じた場合には、未払賃金立替払制度の迅速な運用を図るものとする。

(2) 労働金庫による生活資金の貸付けの円滑化

- 武力攻撃災害により被災した会員又は会員を構成するものに対する労働金庫による生活資金の貸付けが円滑に行われるように、厚生労働省雇用環境・均等局長は、必要があると認めるときは、労働金庫連合会に対し、当該労働金庫への資金の融通について協力を要請するものとする。

(3) 中小企業退職金共済掛金の納付に関する特例措置

- 厚生労働省雇用環境・均等局長は、中小企業退職金共済契約者が武力攻撃災害により掛金の納付が困難となった場合であって必要があると認めるときは、独立行政法人勤労者退職金共済機構に対し、掛金の納付期限を延長するよう要請するものとする。

(4) 労働者に対する貸付金に関する特例措置

- 厚生労働省雇用環境・均等局長は、独立行政法人勤労者退職金共済機構から財形持家資金その他の資金の貸付けを受けている者が武力攻撃災害により当該貸付金の返還が困難となった場合であって必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、その返還の猶予、貸付金利の引下げ等の措置を講ずるよう要請するものとする。

(5) 離職者の早期再就職等の促進

- 被災地域を管轄する公共職業安定所長は、武力攻撃災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、離職者の発生状況、求

2 社会保険関係

(1) ~ (4) (略)

(5) 特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等

- 厚生労働省は、その所掌に係る、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討する。

また、国民保護法第 131 条により政令が定められ、当該措置を講ずることが特に必要と認められる場合には、実施のための必要な措置を講ずるものとする。

3 (略)

4 その他

① 未払賃金立替払制度事業に関する措置

- 武力攻撃災害により事業場が閉鎖され、労働者に対する未払が生じた場合には、未払賃金立替払制度の迅速な運用を図るものとする。

② 労働金庫による生活資金の貸付けの円滑化

- 武力攻撃災害により被災した会員又は会員を構成するものに対する労働金庫による生活資金の貸付けが円滑に行われるように、厚生労働省雇用環境・均等局長は、必要があると認めるときは、労働金庫連合会に対し、当該労働金庫への資金の融通について協力を要請するものとする。

③ 中小企業退職金共済掛金の納付に関する特例措置

- 厚生労働省雇用環境・均等局長は、中小企業退職金共済契約者が武力攻撃災害により掛金の納付が困難となった場合であって必要があると認めるときは、独立行政法人勤労者退職金共済機構に対し、掛金の納付期限を延長するよう要請するものとする。

④ 労働者に対する貸付金に関する特例措置

- 厚生労働省雇用環境・均等局長は、独立行政法人勤労者退職金共済機構から財形持家資金その他の資金の貸付けを受けている者が武力攻撃災害により当該貸付金の返還が困難となった場合であって必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、その返還の猶予、貸付金利の引下げ等の措置を講ずるよう要請するものとする。

⑤ 離職者の早期再就職等の促進

- 被災地域を管轄する公共職業安定所長は、武力攻撃災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、離職者の発生状況、求

人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- ・ 雇用維持等の要請
- ・ 被災者のための臨時職業相談の実施
- ・ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における巡回職業相談等の実施

(6) 生活福祉資金

- 厚生労働省社会・援護局は、武力攻撃事態等による被害を受けたことにより避難している低所得世帯等に対して、その生活の安定に資するため、都道府県社会福祉協議会が貸し付ける生活福祉資金の事務が必要に応じて実施されるよう、都道府県に対し指導・助言を行う。

(7) 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付に関する事項

- 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付においては、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、被災生活衛生関係事業者の経営の維持安定を支援するため、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うように努めるものとする。

第2節～第3節 (略)

第8章 緊急対処事態への対処

1 厚生労働省緊急対処事態対策本部の設置

(1)～(2) (略)

(3) 職務代理

- 大臣が指揮することができないときは、副大臣が省緊急対処事態対策本部の長の職務を代行する。副大臣が複数いる場合は、予め別に定める職務代行の順序に従う。
- 副大臣がその職務を代行し得ないときは、大臣政務官、事務次官、厚生労働審議官、医務技監、官房長、総括審議官の順で指揮する。大臣政務官が複数いる場合は、予め別に定める職務代行の順序に従う。

2 (略)

別添 生物剤及び毒素のリスト

1 人に病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

(略)

(2) 細菌 (クラミジア、リケッチアを含む。)

人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- ・ 雇用維持等の要請
- ・ 被災者のための臨時職業相談の実施
- ・ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における巡回職業相談等の実施

⑥ 生活福祉資金

- 厚生労働省社会・援護局は、武力攻撃事態等による被害を受けたことにより避難している低所得世帯等に対して、その生活の安定に資するため、都道府県社会福祉協議会が貸し付ける生活福祉資金の事務が必要に応じて実施されるよう、都道府県に対し指導・助言を行う。

⑦ 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付に関する事項

- 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付においては、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、被災生活衛生関係事業者の経営の維持安定を支援するため、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うように努めるものとする。

第2節～第3節 (略)

第8章 緊急対処事態への対処

1 厚生労働省緊急対処事態対策本部の設置

(1)～(2) (略)

(3) 職務代理

- 大臣が指揮がとれないときは、副大臣が省緊急対処事態対策本部の長の職務を代行する。副大臣が複数いる場合は、予め別に定める職務代行順序にしたがう。
- 副大臣がその職務を代行し得ないときは、大臣政務官、事務次官、厚生労働審議官、医務技監、官房長、総括審議官の順で指揮をとる。大臣政務官が複数いる場合は、予め別に定める職務代行の順序ににしたがう。

2 (略)

別添 生物剤及び毒素のリスト

1 人に病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

(略)

(2) 細菌 (クラミジア、リケッチアを含む。)

腸管出血性大腸菌（血清型O26、O45、O103、O104、O111、O121、O145及びO157）、ペスト菌、オウム病クラミジア、ボツリヌス菌、オリエンチア属ツツガムシ、コクシエラ属バーネッティ、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がタイフィ）、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がパラタイフィA）、赤痢菌、ジフテリア菌、炭疽菌、鼻疽菌、類鼻疽菌、バルトネラ属クインタナ、コレラ菌（血清型がO1又はO139であるものに限る。）、イヌ流産菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ボレリア属デュトニイ（その他ダニが媒介するボレリア属の細菌）、ボレリア属ブルグドルフェリ、ボレリア属レカレンティス（その他シラミが媒介するボレリア属の細菌）、結核菌、野兔病菌、発疹チフスリケッチア、日本紅斑熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、レジオネラ属の細菌、レプトスピラ属の細菌

(3) 真菌

(略)

(4) 原生動物（寄生虫を含む。）

(略)

(5) 毒素

(略)

2 (略)

腸管出血性大腸菌（血清型O26、O45、O103、O104、O111、O121、O145及びO157）、ペスト菌、オウム病クラミジア、ボツリヌス菌、オリエンチア属ツツガムシ、コクシエラ属バーネッティ、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がタイフィ）、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がパラタイフィA）、赤痢菌、ジフテリア菌、炭疽菌、鼻疽菌、類鼻疽菌、バルトネラ属クインタナ、コレラ菌（血清型がO1又はO139であるものに限る。）、イヌ流産菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ボレリア属デュトニイ（その他ダニが媒介するボレリア属の細菌）、ボレリア属ブルグドルフェリ、ボレリア属レカレンティス（その他シラミが媒介するボレリア属の細菌）、結核菌、野兔病菌、発疹チフスリケッチア、日本紅斑熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、レジオネラ属の細菌、レプトスピラ属の細菌

(3) 真菌

(略)

(4) 原生動物（寄生虫を含む。）

(略)

(5) 毒素

(略)

2 (略)